

成年後見人の法的権限と義務  
—ひとりの身寄りのない高齢者の身上監護実務から—

南方 美智子

最高裁判所事務総局家庭局資料「成年後見関係事件の概況」（2013年1月～12月）によると、2013年12月時点で176,564人の人が成年後見制度を利用中である。昨年（2013年1月～12月）選任された成年後見人等と本人の関係は、親族後見人が約42.2%、第三者後見人が約57.8%である。一昨年、初めて第三者後見人が親族後見人を上回り、昨年はさらにその傾向が加速している。制度開始当初は、親族後見人が90%以上を占め、第三者後見人は10%に満たなかった。

第三者後見人が親族後見人を上回った要因の一つとして高齢化と世帯人員の減少が考えられよう。総務省統計局「日本の人口・世帯」（平成22年国勢調査）によると、総人口1億2805万7352人中65歳以上の高齢者は23.0%（2924万6千人）を占めている。他方で、人口集中地区での一世帯当たりの人員は2.27人となっている。

新しい成年後見制度施行から14年が経過し、欠格事由、医療同意、死後事務、不服申立等の検討や改善提案がなされている。

以上の検討や改善提案は、成年被後見人の権利の問題と後見実務の問題に分けることができる。前者については法改正をも視野に入れた検討が必要となる。昨年、成年被後見人の選挙権につき公職選挙法の改正がなされた。一方、後者については法の理念にそった運用や解釈により解決できる問題ではないかと考える。

成年後見人の法的権限と義務とは何か。法的権限がなければ本人を支援できないのか。法的権限以外に本人を支援できる根拠となるものはないのか。

ひとりの身寄りのない高齢者に寄り添いながら第三者後見人として行ってきた3年間の身上監護実務（高齢者住宅への転居、入居契約、居住用不動産処分、医療契約、治療同意など）を、主に、後見事務報告（年に一度、家庭裁判所に提出している）に基づき、成年後見人の法的権限と義務について検証を試みた。

3年間の後見事務報告を見てみると、身上監護実務の各場面において、成年後見人の本人に対する説得は、「自己決定の尊重」「残存能力の活用」という法の理念と民法858条の本人意思の尊重及び身上配慮義務に基づき謙抑的に行い、本人の主観的利益に沿うよう手間と時間をかけて意思決定支援をしている。さらに意思決定代行が必要となる場面では、本人を取りまく関係人を主体的にリ

ードしつつ、本人と成年後見人が開かれた関係の中で、本人に寄り添うことに徹している。寄り添い型後見人とでも言おうか。ひとりの身寄りのない高齢者は、今も、医療関係者、高齢者住宅関係者、介護関係者そして成年後見人に見守られている。

成年後見人が身につけるべきは、必要以上の法的権限ではないということであろう。重要なのは、判断能力に問題を抱え孤立した本人や家族を社会に取り戻し、尊厳ある暮らしへとつなぐ法的・社会ネットワークの要となるリーダーたるべき力量であろう。成年後見人にその力量があってはじめて、本人を取りまく介護関係者、高齢者等住宅関係者、医療関係者らに対するチェック機能が働く。成年後見人には、その力量を身につける責任があるのではないか。

最後に、身寄りがある高齢者についても若干検討を試みた。現行法施行後も、制度を利用することなく高齢者を適切に見守っているという家族は少なくないであろう。しかし、現行法では、遺産分割など一回限りの法律行為のために否応なく利用したとしても、原則として本人死亡まで成年後見が継続する。その結果、本人の自由を必要以上に抑圧することにもなりかねない。適切に見守る家族がおり、一回限りの法律行為終了後の日常生活では成年後見人による支援の必要性がなく、家族もそれを希望するときは、後見終了となるしくみが望ましいのではないかと考えている。

以上に関して、示唆的で大変興味深いのが、2013年7月に施行された韓国成年後見制度の特定後見である。特定後見では、家族の助けで本人の日常生活に問題がない場合、遺産分割など一回限りの法律行為のみを職務とする代理人が選任され、その法律行為終了とともに特定後見も終了する。

成年後見人らが家庭裁判所に提出する丁寧な事務報告の蓄積は、制度の改善と発展に資することを、事務報告をふり返り改めて思う。誰よりも本人自身が利用してよかったと実感できる制度となったときに、判断能力不十分な成年者の自己決定尊重を標榜して成立した新しい成年後見制度は信頼され定着していくことになるのであろう。

Legal authority and obligation of adult guardians  
—Through the physical custody practice for an elderly without kin —

Minakata, Michiko

According to the "General situation of the adult guardianship-related cases", published by Supreme Court General Secretariat Family Bureau, 176,564 people are under an adult guardianship in 2013. In the year 2013 the guardians who are relatives amounted to approximately 42.2% and third party guardians 57.8%. In the year 2012, the number of third party guardians exceeded that of relative guardians for the first time. This tendency is accelerated year by year. When the system of adult guardianship started, relative guardians occupied more than 90% and third party guardians did not even reach 10%.

I think that aging and the decrease of the household member is one of the factors that caused the number of third party guardians to exceed the number of relative guardians. According to the National Census of Japan 2010 the elderly people over the age of 65 years old occupy 23.0% (29,246,000) in the total population (128,057,352). The numbers of a family member per household in the densely populated areas are 2.27.

14 years have passed since the new adult guardianship was enforced. Nowadays such problems, disqualification of adult ward, medical consent, legal act after death and complaints, etc. are discussed and the revision of the system is required. These problems concern the right of adult ward as well as the practice of guardianship. The former problems must be solved by the revision of law. Last year, the Public Office Election Law was amended regarding the suffrage of adult ward. On the other hand, I consider that the latter problems can be dealt with by the appropriate interpretation and operation of the ideas of adult guardianship law.

What are the legal authority and the obligation of adult guardians? Is it impossible for adult guardians to support the person if they don't have legal authority? Is there a ground other than legal authority that adult guardians can use to support the person?

For three years, as a third party guardian I have closely taken care of one elderly who doesn't have any kin. The physical custody practice included the tasks of sending her to senior housing, processing her lease, disposing of her real estate, making medical contracts and signing the medical treatment consent on behalf of her, etc. Once a year, I have submitted a guardianship office report to the family court. Mainly based on my reports, I would like to discuss the legal authority and obligation of a guardian.

In the last three years, I persuaded her with restraint based on the idea of the law. I have supported her decision-making absolutely according to her subjective interest.

When a decision-making is required on behalf of her, I devoted myself to take the leadership in coordinating the people involved in taking care of her. I would like to name such activities as a “close guardian”.

Even now, elders without kin are cared by medical personnel, elderly housing staffs, care staffs and an adult guardian.

What an adult guardian needs is not an overload of legal authority. What is needed is the competence as a leader to become the cornerstone of the legal and social network. Only such qualities of a guardian can help the elderly and his (or her) family who are isolated from the society due to their disability of making judgment. An adult guardian with such competence can properly evaluate medical personnel, elderly housing staffs and care takers. I believe that an adult guardian is responsible to gain such competences.

Finally, I tried to consider a little about the elderlies who have kin. Even under the current law, there are many families who are taking care of elders without resort to adult guardianships. However, in the current system after a guardianship is appointed for one-time act such as heritage division, adult guardianship continues until the elderly dies. As a result, it could lead to suppression of the freedom of the elderly. After using the guardianship as one-time-only juridical act, the adult guardianship must be ended at that time.

Specific guardianship system in Korea, which entered into force in July 2013, is very interesting and provides suggestions to solve such problems mentioned above. In Specific Guardianship, an attorney is appointed for one-time-only juridical act, such as heritage division. Specific Guardianship allows its guardianship function to end after such juridical task is completed.

The reports submitted by adult guardians to the family court in the last years and in the future could help to develop and improve the quality of adult guardianship system. Only when the elderlies could feel the benefits of the adult guardianship system, the new adult guardianship will be trusted and will be embedded in the society.

# 成年後見人の法的権限と義務

## —ひとりの身寄りのない高齢者の身上監護実務から—

南方美智子

### I. はじめに

新しい成年後見制度が施行されてから 14 年が経過する。この間、欠格事由<sup>1</sup>、医療同意<sup>2</sup>、死後事務<sup>3</sup>、不服申立<sup>4</sup>等の検討や改善提案<sup>5</sup>がなされている。以上の検討や改善提案は、成年被後見人の権利の問題と後見実務の問題に分けることが可能であろう。前者については、法改正をも視野に入れた検討が必要となろう。たとえば、昨年、成年被後見人の選挙権につき公職選挙法の改正がなされた<sup>6</sup>。一方、後者については、法の理念<sup>7</sup>にそった運用や解釈により解決できるのではないかと考える。ひとりの身寄りのない高齢者に寄り添いながら第三者後見人として行ってきた 3 年間の身上監護<sup>8</sup>実務(高齢者住宅への転居、入居契約、

---

<sup>1</sup>成年被後見人または被保佐人と審判される際の判断基準となる能力は、選挙能力や公務員としての能力や国家資格に対する能力を判断しているわけではない。早急に公職選挙法、国家公務員法、地方公務員法、各国家資格の法律から欠格条項を削除すべきである。赤沼康弘「成年後見制度の概要」新井誠＝赤沼康弘＝大貫正男編『成年後見法制の展望』（日本評論社，2011）2 頁。また、村田彰「特別法との関係」須永醇編『被保護成年者制度の研究』（勁草書房，1996）73 頁～106 頁。

<sup>2</sup>上山泰「成年後見人と医療の同意権」赤沼康弘編『成年後見制度をめぐる諸問題』（新日本法規，2012）118～198 頁。永水裕子「医療同意における成年後見人と家族の位置づけ」実践成年後見 40 号（2012）4 頁～15 頁。根本尚徳「成年後見人の医療同意権の存否 —ひとつの覚書き—」（2013.5.31 成年後見法研究会）

<sup>3</sup>藤原正則「死後事務における応急処分義務と事務管理の交錯」実践成年後見 38 号（2011）22 頁～29 頁、「死後委任（代理）について—平成 4・9・22 金法 1358 号 55 頁に即して—」（2013.11.1 成年後見法研究会）。松川正毅「成年後見における死後事務の問題点」松川正毅編『成年後見における死後事務』（日本除出版，2011）1 頁～15 頁。

<sup>4</sup>南方美智子「少子高齢社会における成年後見制度の役割と課題—実務と裁判例から—」（2013.1.28 成年後見法研究会）、「成年後見の社会化—繋がる社会に民法・成年後見法制が果たす役割—」北大法政ジャーナル N019（2012）111 頁～116 頁。平田厚「成年後見人選任の不当を理由とする即時抗告の可否（消極）」民商 137 卷 3 号（2007）124 頁。佐上義和『家事審判法』（信山社，2000）274 頁。

<sup>5</sup>日本弁護士連合会「成年後見制度に関する改善提言」平成 17 年 5 月 6 日。日本成年後見法学会「法定後見実務改善と制度改正のための提言」平成 20 年 7 月。成年後見センター・リーガルサポート「成年後見制度改善に向けての提言～法定後見の現場から」平成 17 年 10 月 1 日。

<sup>6</sup>戸波江二「成年後見人が選挙権をもたないと定める公職選挙法 11 条 1 項 1 号を違憲無効と判事した東京地裁判決」実践成年後見 46 号（2013）37 頁～49 頁。田島寛子「成年被後見人の選挙権制限について～札幌訴訟を題材に～」（2013.2.26 成年後見法研究会）。

<sup>7</sup>判断能力が不十分な成年者の自己決定権の尊重を理念とする。吉田克己「自己決定権と公序—家族・成年後見・脳死」瀬川信久編『私法学の再構築』（北海道大学図書刊行会，1999）267 頁で次のように示唆している。「法定後見制度における自己決定権は、パターンリズムに基づく介入を排除する論理として機能するのである」。

<sup>8</sup>札幌家庭裁判所『成年後見人 Q&A 成年後見人の仕事の説明書 最初の仕事から～終了まで』（2013 年 3 月改訂）8 頁に次のように記載されている。Q4）身上監護とは、どのようなことをするのですか。A）身上監護とは、ご本人の生活を維持するための仕事や療養看護に関する契約等のことです。後見人には、医療に限定されない生活全般にわたって、ご本人の身上を保護する職務があります。身上監護にあたっては、ご本人の意思を尊重し、心身の健康状態や生活状況に配慮することが求められます。①身上監護に関する後見人の仕事は、ご本人の住居の確保及び生活の環境の整備、介護契約、施設等の入退所の契約、治療や

居住用不動産処分、医療契約、治療同意など) に関して、主に、年に一度、家庭裁判所に提出している後見事務報告に基づいて、成年後見人の法的権限と義務について検証を試みたい。

## II. ひとりの身寄りのない高齢者の身上監護実務

### 1. 「ひとりの身寄りのない高齢者」の成年後見人となった経緯

自宅マンションで暮らす「ひとりの高齢者」には申立人となる親族がおらず、ケアマネジャーらは後見申立<sup>9</sup>をすることができなかった。ケアマネジャーらから相談があり本人を訪ねる。本人は、パーキンソン病と認知症を患い発語はできないが、会話の内容は理解している様子であった。冷蔵庫の中は空っぽであり、部屋にはゴミが散乱し、通帳も印鑑もどこにあるのか分からない状況であった。婚姻歴は無く、子供も兄弟姉妹もいなかった。独りで暮すことは無理であった。このまま手をこまねいては、孤立死の問題にも発展しかねない。安心して暮らせる高齢者施設への入居契約には、成年後見人が不可欠であると判断された。後見申立てのために、本人の知人、マンション管理人及び理事長、区役所保健師、ケアマネジャーらと連携しながら、後見人候補者（筆者）として、市役所・区役所・金融機関・病院・施設等関係各所に事前相談をする。その後、本人申立による後見開始審判の申立てがなされた。その際に、家庭裁判所にて、調査官による本人の面接が行われた（ケアマネジャーと後見人候補者が同席）。「〇〇が後見人になってもよいか、今後、高齢者住宅で暮らしたいのか、選挙権はなくなるがよいのか」等の調査官の質問に対して、本人は発語できないが頷いた。数日後に成年後見開始の審判がなされる。

### 2. 選任から現在までの後見実務（家裁へ提出した事務経過報告書から抜粋）

2011年

2月21日	後見開始審判
-------	--------

入院等の手続などがあります。②ご本人が医療行為（例：手術など）を受けるに当たっての同意・不同意の決定権は、ご本人または家族に決定権があり、後見人にはありません。③ご本人の婚姻、離婚、養子縁組、離縁、遺言などは、後見人が代理することはできません。

<sup>9</sup>日本の成年後見制度は申立主義を採用している。申立権者は、法律上、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人・未成年後見監督人または検察官のほか、他の類型の後見人・監督人となっている（民法7条、11条、14条1項）。尚、老人福祉法・知的障害者福祉法・精神保健及び精神障害者福祉法に関する法律により、市町村長も申立をすることができる。本稿の事例においても、日本の成年後見制度が申立主義を採用していることの問題点が露呈している。近隣の人が通報することによって、適切な信頼できる後見人を選任するような制度があればもう少し早く支援ができたと思われる。新井誠「任意後見について－後見制度の運用の現状と公証人の取るべき対応－」公証162号（2011）103頁の次の指摘を参照。「日本は申立て主義ですが、ドイツは職権主義です。ですから、ドイツの場合は、市区町村長から情報が裁判所に提供されると裁判所が判断するというシステムになっていまして、ドイツの場合、常時、市区町村長のほうから情報が行くというシステムになっています」。

3月 3日	自宅から高齢者住宅へ緊急避難的引越し 入居契約
4日	年金振込銀行調査 年金事務所
6日	自宅内残置物調査と整理（公共料金等の督促状多数見つかる。）マンション管理人を訪問（平22年7月より管理費滞納計195,000円判明）
9日	北海道後期高齢者広域連合（平21年度分の保険料未払い判明）
10日	家裁担当書記官に公共料金等滞納分の支払いについて相談 高齢者住宅で本人と面談（少しふっくらとし穏やかな表情） ケースワーカーと面談（本人同席） 区役所で生活保護申請手続き
16日	区役所（後見人の印鑑証明書取得）
18日	区役所（生活保護決定手続き、住民票変更、障害者手帳手続き） 本人と面談 訪問医と面談 滞納公共料金の支払い
19日	マンション管理組合理事長から管理費支払いについて電話あり
21日	自宅内残置物調査と整理（2回目） 不動産所有権の確認等に関する公正証書（資料①）と登記申請書を確認
25日	就任時報告書提出（就任時事務報告書、財産目録、後見予算表） 不動産所有権の確認等に関する公正証書の存在を報告
27日	電気料金滞納金清算
29日	マンション管理人と面談（滞納管理費対応）
4月 5日	マンション登記名義人★★★★（東京在住）（資料②）と面談 ・競売手続き停止のため、★★★★がローン残金528,358円を支払った。 ・税金滞納6年分883,000円を★★★★が支払った。 ・平成22年春頃、★★★★は本人を訪問して、「今まで通り本人が無償で居住し続けてよいことと、管理費は本人が支払うこと」を約束し帰京した。
23日	本人と面談
5月 8日	本人と面談（筆談交えて、樺太時代の話を伺う）
13日	家裁書記官に相談（マンション住居の使用終了手続きについて）
14日	本人に居住用不動産の処分許可審判申立の方向性を報告
17日	家裁書記官に居住用不動産処分許可審判申立手続きの相談 マンション自室現場確認（バルコニー改修工事のため）
18日	貴重品整理のため、自宅マンションに行く。本人も同行（ケアマネとヘルパーが立会う）
6月 1日	本人を訪問（歩行が若干改善）
17日	本人を訪問（介護計画会議） 体力が回復してきたのでデイサービスの体験をお願いする。
20日	区役所へ年金決定通知書を送付
7月 1日	居住用不動産処分審判申立手続き 申立主旨を変更（使用貸借終了→代物弁済）
3日	私物（整理たんすなど）を選別（本人同行）し高齢者住宅へ運ぶ。
8日	本人と面談（日常生活費を補充）
7月13日	居住用不動産処分審判申立 代物弁済合意書、代物弁済契約書（案）を提出（資料③）
14日	居住用不動産処分審判
24日	本人を訪問 居住用不動産処分審判 報告
8月 2日	居住用不動産室内動産処分見直し会
5日	本人を訪問（日常生活費を補充）
12日	居住用不動産内 着物売却及び残置物撤去立会い
9月 2日	本人を訪問（日常生活費を補充）
9日	病院を〇〇病院に変更（パーキンソン病治療のため）
10月 7日	居宅介護支援事業所〇〇を訪問（サービス計画変更のため）
8日	本人を訪問 歩行訓練に励んでいる。体調安定
11月 5日	本人を訪問 週1回3時間、体操、レク、趣味に参加（体験デイサービス） 歩行器を使い、歩行訓練に励んでいる。 問いかけに穏やかに頷く。

12月 1日	デイサービスセンター〇〇と契約 週1回3時間、体操、レク、趣味に参加
6日	本人を訪問（日常生活費を補充） 訪問看護を受け、看護師より発声練習を受けている。
29日	本人を訪問（日常生活費を補充） 体調も落ち着き穏やかに暮らしている。

2012年

2月 2日	本人を訪問（日常生活費を補充） 誕生カードをお渡しする。自分の誕生日を思い出し喜ぶ。
2月 24日	居宅介護事業所〇〇訪問 サービス計画確認のため
27日	家裁へ「後見事務報告書」 <sup>10</sup> +「報酬付与申立書」を提出
3月 5日	本人を訪問（日常生活費を補充） 週1回のデイサービスによる機能訓練で、表情が改善 本人週2回のデイサービスを希望される → ケアマネと調整する。
25日	〇〇申告書提出区役所
4月 2日	本人を訪問 週1回のデイサービスによる機能訓練により、表情と歩行が更に改善する。 本人は週2回のデイサービスを希望される。 → ケアマネと調整してみる。
5月 1日	本人を訪問（訪問時就寝中→起きるのを待ってお話をする） 本人は週2回のデイサービスを希望される→再度ケアマネと調整 生活費管理方法を再度説明（生活費→施設で定額管理→買物時使用
16日	デイサービス週1回→週2回（6月より）プラン見直し本人希望を実現
6月 5日	本人を訪問（日常生活費を補充）
7月 5日	本人を訪問（日常生活費を補充） 変わりなく穏やかに暮らしている。体調安定。
8月 2日	本人を訪問（日常生活費を補充） デイサービス変更希望確認→現状の所がよい（自慢の塗り絵見せてくれる）
9月 5日	本人を訪問（日常生活費を補充）
24日	本人を訪問（パーキンソン病進行への対策、呑み込み減退が心配）
10月 3日	本人を訪問（日常生活費を補充） 変わりなく穏やかに暮らしている。文字書きの練習。
22日	本人を訪問（日常生活費を補充） 冬物衣料の希望を伺う。
11月 7日	本人を訪問（日常生活費を補充） 字の練習の成果を見せてくれる（簡単な意思の疎通可能）
13日	パーキンソン病の進行。 食事の介助が必要となってくる。 手厚い介護可能な施設への転居を検討する。
28日	本人を訪問（嚥下状況の確認のため） 嚥下状況が少し改善する。しばらく様子を見ることにする。
12月 5日	本人を訪問（日常生活費を補充）
26日	本人を訪問（日常生活費を補充） パーキンソン病症状進行。歩行困難と呑み込み障害が続く。

2013年

1月 31日	本人を訪問（日常生活費を補充） 〇〇病院受診同行（主治医より現状のヒアリング、ケアマネ同席） 呑み込み能力の衰えが最大の課題
2月 28日	本人を訪問（日常生活費を補充） 本人（ベットに横たわったまま）（今年に入って寝ていることが多くなった） 呑み込み能力が衰え、食事は介助（高齢者住宅のスタッフの協力）
3月 4日	家裁へ「後見事務報告」+「報酬付与申立書」を提出
25日	本人を訪問（日常生活費を補充） 介護認定調査+訪問医診療立会（呑み込み衰え確認）

<sup>10</sup>毎年、家裁への後見事務報告として、後見事務報告書、後見予算表（収支計算書）、財産目録等を定期的に提出する。札幌家裁後見事務報告書の様式も財産管理中心となっている。身上監護については、「被後見人の心身の状況はいかがでしょうか。審判後又は前回の報告後、変化がありましたか。□ない。□ある。（その内容をお書き下さい。）」との1項目のみとなっている。

4月25日	本人を訪問（日常生活費を補充） 担当者会議 デイサービス利用中断（体力的面を考慮）→身体介護を重視
5月28日	本人を訪問（日常生活費を補充） 今後の病院対応の打ち合わせ 呑み込み能力の更なる衰え→介護再認定申請（区役所へ事前申請）
6月19日	要介護5の認定→本人意思を尊重し、高齢者住宅での暮らしが可能となる。
24日	本人を訪問（日常生活費を補充） 担当者会議（要介護5の認定を受けてのサポート体制）
7月8日	本人を訪問 訪問医往診に立会う 誤嚥による微熱続く＋室温調整（扇風機購入）→点滴の検討 訪問医より緊急連絡「本人の体温上昇＋脱水症状」 →点滴の必要性→医師の判断に任せ救急車対応も視野に入れる。
16日	〇〇病院に搬送→後見人は病院で合流→血液検査＋点滴 診察医師より容体をヒアリング→点滴で落ち着く→高齢者住宅に戻る。
17日	本人を訪問（住宅管理者、ケアマネ同席） 再び発熱→〇〇病院受診（点滴）→今後の対応協議 〇〇病院主治医の意見（入院と胃ろう）＋本人の意思を確認する。
19日	〇〇病院：神経内科主治医受診 今週の発熱対応 （高齢者住宅での本人状況詳細別紙で）主治医へ経過報告 並行して今後の発熱対応準備として、訪問医：〇〇医師に「診療情報提供書」を依頼する。
26日	パーキンソン病に手厚い☆☆病院訪問。msw <sup>11</sup> を通じて入院打診 入院受入れの方向で調整。ベッド空待ち。
30日	本人を訪問 パーキンソン病の現状と入院治療意思確認 本人が入院治療に同意する。
8月2日	☆☆病院 msw から入院受入れ連絡あり（8月7日より） 本人を訪問 入院治療の具体的予定を伝える→本人納得 訪問看護師による点滴継続（症状小康状態）
8月7日	☆☆病院入院（パーキンソン病治療棟） リハビリ開始（嚥下、発語を中心に）
8月8日	☆☆病院で本人と面談（リハビリが始まる） 入院してよかったと意思表示してくれて、ほっとする。
11日	☆☆病院で本人と面談（熱は下がり、1日1回食事が摂れている） 発語も少し回復、〇子の「子」の字を何度も書いて見せてくれる。
16日	☆☆病院へ同意書提出 本人と面談（担当看護師よりヒアリング） ゼリー状の食事1日1回と点滴栄養補給。 発語が改善している。 主治医からの入院経過報告日時の日程調整
21日	主治医の見解 高齢者住宅に戻るの無理であるとの診断（書）
26日	高齢者住宅訪問（賃貸借契約解除手続）
9月2日	居住用不動産処分審判申立手続き（賃貸借契約解除） ☆☆病院で本人と面談（発語訓練が進んでいる→4割程聞き取れる）
16日	☆☆病院で本人と面談（帰りたいような意思表示の発語あり）
10月1日	☆☆病院で本人と面談（帰りたいような意思表示の強い発語あり）
4日	☆☆病院主治医と面談 認知症特有の意思表示とのこと→後見人が帰る際にさびしいとのこと 主治医、msw が本人の入院治療継続の意思確認→本人納得 月1～2回程度での面会を主治医と調整
11月15日	☆☆病院で本人と面談（看護師、msw 同席） 毎食事も完食とのこと。たまに誤嚥で半分くらいのときあり。 シャンプーを買ってきて欲しいとの要望あり→次回届けることとする。
12月5日	☆☆病院で本人と面談

<sup>11</sup>医療ソーシャルワーカー

	担当医師と面談 病状は落ち着いている（食事也十分に摂れている） 担当医師が〇〇医師に変更となる。
12月14日	世帯移動等申告書提出（札幌市）
24日	☆☆病院で本人と面談（担当医とも面談） 食事摂れて体重微増。 ベッドから起き上がり移動する機会を増やして欲しいと看護師に願う。

2014年

2月4日	msw 交代対応＋本人と面談 本人が大事にしている「ぬいぐるみ」の身づくろいをみせてくれる。
3月7日	☆☆病院で本人と面談（新担当 msw＋担当看護師立会）
3月20日	☆☆病院で本人と面談（担当看護師立会）
4月27日	☆☆病院で本人と面談（担当看護師立会） 食欲もあり落ち着いている。リハビリ時のカーディガンが欲しいとの申出がある。
6月2日	☆☆病院で本人と面談 前回訪問時に申出があったカーディガンを購入し届ける。本人が気に入って安堵する。 左手の動きが鈍くなっているため、リハビリ担当者に看てもらい、経過観察することとした。
8月5日	☆☆病院で本人と面談（担当医師と面談） 10日前から嚥下障害を頻発→誤嚥性肺炎の兆候→発熱 食事の量が5割～3割減→抹消静脈点滴で水分補給を図る。 今後、中心静脈点滴での栄養補給の可能性もある。
8月12日	生活保護廃止決定 後期高齢者医療保険手続き、重度心身障害者医療受給証等手続き。
8月18日	家裁に事務連絡（本人の病状の変化について）
9月8日	☆☆病院で本人と面談（担当医同席） 食事がとれず点滴による栄養補給をしているが、カテーテル挿入のためか発熱が続いている。 体重も激減し、体力が落ちていて心配である。
9月11日	本人が元気なころ通っていたらしいカトリック教会を訪ねる。 カトリック教会の事務の方が、本人の父母も協会墓地に埋葬されていることを教えてくれる。

### 3. 上記身上監護実務の法的検証 ―成年後見人の法的権限と義務―

#### (1) 発見（相談）から成年後見開始申立手続き

II.1「ひとりの身寄りのない高齢者」の成年後見人となった経緯のとおり、札幌家庭裁判所後見センターの柔軟な対応と迅速な手続きによって、審判により成年後見人に選任された。

本人が暮らしていたマンションの住人で組織するマンション管理組合（法人）が、自身を後見人候補者として申立てができ、審判により成年後見人に選任されることも可能となるような道筋（しくみ）があれば、本人は、その後も住み慣れた地域＝自宅マンションで、暮らすことができたのかもしれない。国交省マンション標準管理組合同規約（ひな形）には、管理組合業務の中に「その他管理組合員の共同の利益を増進し、良好な住環境を確保するために必要な業務」<sup>12</sup>

<sup>12</sup>国土交通省より「マンション標準管理規約（単棟型）」のひな形が提示されている。管理組合法人自身が成年後見人等になる術があるのではないだろうか。また、法人格を持たないマンション管理組合であっても、いわゆる権利能力なき社団として、管理組合自身も成年後見人等になる術があるのではないだろうか。近時は、町内会・住宅団地組織等における単身世帯高齢者の見守り活動が行われているが、支援活動には限界がある。成年後見制度を活用することによる相乗効果が大きいと考えられる。しかし、成年後見制度が未だ周知されておらず活用されていないのが現状である。尚、今回の本人が暮らしていたマンションの管理組合法人は、管理会社に一切業務委託することなく自主管理を40年間続け、積極的に居住者のための活動を活発に行っていた。

という条項がある。それゆえ、管理組合（法人）は、組合員の安全な暮らしを守るべく見守り機能の一翼を担うことも期待されていると考える。

## (2) 高齢者住宅への転居（入居契約）

行為能力を欠く本人（成年被後見人）が、自宅マンションにて単身生活を続けることは生命の危険をも伴うため、緊急避難的に高齢者住宅への転居を検討する。本人は、発語はできないが救われる思いからか転居に肯定的であったため、改めて本人意思の確認作業をするまでもなかった。つまり、本人が転居という意思決定をするための支援（「残存能力の活用」）や本人意思の推測（「自己決定の尊重」）をするまでもなく、転居するという代行決定（後見人の判断・結論）が可能だった。尚、転居の判断をするについては、担当ケアマネジャー、札幌市保健福祉部看護師、ケースワーカー、マンション管理組合理事長、本人の友人等、多くの関係者がかかわった。

入居契約書には保証人、身元引受人、緊急連絡先等の署名押印欄があるのが一般的である。保証人、身元引受人ではなく成年後見人であることを明記して署名押印する。また、入居契約のほか多くの事業者等との下記契約に関しても、同意書に署名が求められる<sup>13</sup>。入居契約に伴う諸々の契約書にも、成年後見人と記載の上、署名押印をする。

- ①福祉用具貸与契約（個人情報使用同意書<sup>14</sup>、重要事項説明書含む）
- ②訪問介護サービス契約書（重要事項説明書含む）
- ③デイサービス利用契約書（個人情報使用同意書、重要事項説明書含む）
- ④訪問看護利用契約（重要事項説明書含む）
- ⑤歯科訪問診療契約書（個人情報使用同意書、重要事項説明書含む）
- ⑥調剤薬局個人情報使用同意書

## (3) 居住用不動産処分<sup>15</sup>

「不動産所有権確認等に関する公正証書（上記のとおり後見人就任後自宅マンションで発見）」を作成していたという経緯から、自宅マンションを所有し続けることへの、本人の強い思い入れが推測された。しかし、マンション管理費

---

<sup>13</sup>吉田克己「保証理論・民法改正・身元保証」（2014.6.2 成年後見センター・リーガルサポート分科会における報告レジュメ）には「身元保証のジレンマとして、要するに、社会的絆の希薄化という現代的現象が、一方で病院・施設にとっての身元保証の必要性を基礎づけるとともに、他方で本人側の困難性を基礎づけている。ここに、身元保証のジレンマがある。打開の方向として単に、病院側に、身元保証人を使うなどと言っても、もちろんそれは可能だしそれなりの意味はあるが、それだけでは解決にならない。本人の社会的絆を他の手段で作りに出せないかが本当の問題である」と指摘されている。

<sup>14</sup>個人情報の保護に関する法律 29 条 3 項は、政令で定める代理人による開示請求を認めるとともに、個人情報保護に関する法律施行令（平成 15 年 12 月 10 日政令第 507 号）8 条は、この代理人として成年被後見人の法定代理人すなわち成年後見人を明示している。上山泰「身上監護に関する決定権限一成年後見制度の転用問題を中心に」成年後見法研究第 7 号（2010）48 頁。

<sup>15</sup>前掲注(8)19 頁、Q11)ご本人の自宅の処分 A )後見人が家庭裁判所の許可を得ないでご本人の居住用不動産を処分した場合には、その処分行為は無効になります。また、損害が発生した場合には、後見人は損害を賠償する責任を負います。

の滞納額が 195,000 円であるという事実や、本人の経済力（月額 62,633 円の老齢基礎年金と月額 5,225 円の厚生年金のみ）では、高齢者住宅への転居後もマンション管理費を負担し続けることは無理であることを、本人が納得するまで丁寧に時間をかけて何度も説明を試みる。居住用不動産処分の意思決定支援<sup>16</sup>というより、成年後見人による説得に近いものであった。

最終的には、登記名義人★★★★（☆☆☆☆の相続人）への立替金債務 1,411,358 円の支払いにかえて、代物弁済として所有権を登記名義人★★★★に譲渡した。

#### (4) 医療契約と医療（治療）同意

本人は、パーキンソン病進行による嚥下（のみこみ）障害により、食事を経口摂取することが難しくなっている。通院病院の医師（神経内科）は、胃ろうを条件として本人の入院を受け入れるという。高齢者住宅責任者、担当ケアマネジャー及び成年後見人（筆者）が、「通院病院への入院と胃ろうについて」本人の考えを丁寧に確認する。本人は胃ろうありきの入院は望まず、住みなれた仲間がいる高齢者住宅での在宅治療を望んでいる様子であった。

今後のパーキンソン病進行を視野に入れ、手厚い治療が受けられる専門病院を捜す。専門病院の msw と受け入れ調整をした上で、高齢者住宅責任者、担当ケアマネジャー及び成年後見人（筆者）が、「パーキンソン病専門病院での入院治療について」本人に説明をし、本人の考えを丁寧に確認する。「胃ろうはせずにリハビリを中心とした入院である」ということを、本人がどの程度理解し納得したのか確信は持てずに迷いもあったが、成年後見人（筆者）が入院治療の代行決定をする。十分な意思決定支援を尽くしたと言い切ることはできないが、結果として、本人にとって最善の福祉にかなったのではないだろうか。入院の際、成年後見人には同意権はないと説明した上で、下記の契約書・同意書等に成年後見人と記載の上、署名する。

- ①入院診療計画書
- ②緊急時・終末期の治療方針に関する確認書
- ③中心静脈カテーテル挿入術に関する説明と同意書
- ④リハビリテーション治療の同意書
- ⑤身体拘束<sup>17</sup>に関する説明と同意書

尚、高齢者住宅での生活は難しいとの診断（書）により、居住用不動産処分

---

<sup>16</sup>菅富美枝『民法 858 条における「本人意思尊重義務」の解釈—本人中心主義に立った成年後見制度の実現—』法政論集 250 号（2013）130 頁に次のような記述がある。「意思決定支援とは、主として、懇切丁寧な情報提供、特に、本人が得意とする意思疎通方法（例 手話、絵、写真、キーボードの利用）を用いるといった周囲の努力によって、本人自身が決定できるように環境整備を行うことを指す」。

<sup>17</sup>上山泰『専門職後見人と身上監護』（民事法研究会、2008）132 頁に「監視機能の実効性の担保という点からも、身体拘束等の自由の剥奪的措置に関する代行決定権を民法 858 条に基づく成年後見人の一般的身上監護の一部として認めることによって、より直截的な形で介入権限を基礎づけるべきではないかと考えています」とある。筆者も医師や施設の身体拘束等の判断に対し、成年後見人等がチェック機能を働かさなければならぬ場面であると考えている。

の申立てをして、高齢者住宅の賃貸借契約を解除した。

福祉サービスや医療を受けるためには、契約の締結をしなければならない。判断能力に問題を抱えた高齢者がこれらの法律行為を行うには、他者の支援が必要となる。支援者となる家族らがいないとき、成年後見人の選任が不可欠であろう。そして、選任された成年後見人は、民法 858 条（成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。）に基づき、本人の意思を尊重し、かつ、本人の心身の状態及び生活の状況に配慮しながら後見実務を行っていくことになる。

福祉サービス契約や医療契約については、成年後見人には法的権限・義務があるが、侵襲的治療に対して同意権はないと一般的に解されている（通説）。

私を含め第三者（専門職）後見人は、「成年後見人には医療同意の権限はない」と医師に伝えた上で、同意書に署名することがある<sup>18</sup>。その際には、本人を日々世話している関係者と、本人は治療を望んでいるかを検討している。また、本人の残存能力にも働きかける。本人と、医師や支える側との意見が異なったとき（本人が拒否するとき）は、緊急性がないかぎり本人の意思に従っている。

### III おわりに

最高裁判所事務総局家庭局資料「成年後見関係事件の概況」（2013年1月～12月）によると、2013年12月時点で176,564人が成年後見制度を利用中である。昨年（2013年1月～12月）選任された成年後見人等と本人の関係は、親族後見人が約42.2%、第三者後見人が約57.8%である。一昨年、初めて第三者後見人が親族後見人を上回り、昨年さらにその傾向が加速してきている。制度開始当初は、親族後見人が90%以上を占め、第三者後見人は10%に満たなかった<sup>19</sup>。第三者後見人が親族後見人を上回った要因の一つとして高齢化と世帯人員の

---

<sup>18</sup>日本医師会「医師の職業倫理指針」—平成16年2月—4頁～5頁に「侵襲性の高い検査・治療などを行う場合には、説明内容にも言及した同意書を作成しておくことが望ましい。患者に正常な判断能力のない場合、あるいは判断能力に疑いがある場合には、しかるべき家族や代理人あるいは患者の利益擁護者に対し病状や治療内容を説明し、同意を得ておくことも大切である。【解説】（略）患者が判断能力のない未成年者・精神障害者・高齢者の場合、あるいは患者の正常な判断能力に疑いがある場合には、両親や後見人などの法定代理人、患者の保護・世話にあたり患者の利益を擁護しているしかるべき家族などに対して、病状や治療内容を説明し同意をえておくべきである。」と記載されている。

<sup>19</sup>成年後見関係事件の概況 最高裁判所事務総局家庭局—平成24年1月～12月— 成年後見人等（成年後見人、保佐人及び補助人）と本人の関係をみると、配偶者、親、子、兄弟姉妹及びその他親族が成年後見人等に選任されたものが全体の約48.5%（前年は約55.6%）となっている。一方、親族以外の第三者が成年後見人等に選任されたものは、全体の約51.5%（前年は約44.4%）であり、制度開始以来、初めて親族が成年後見人等に選任されたものを上回った。

—平成12年4月から平成13年3月— 本人の親族が成年後見人等に選任されたものが全体の90%以上を占めている。親族以外の第三者が成年後見人等に選任されたものは全体の10%であった。

このように後見人等の選任数において第三者が親族を上回った以上、親族後見が前提と思われる現行法や運用（実務）を、第三者後見でも十分に機能すべくようパラダイムの転換が必要である。

減少が考えられよう。総務省統計局「日本の人口・世帯」（平成 22 年国勢調査）によると、総人口 1 億 2805 万 7352 人中 65 歳以上の高齢者は 23.0%（2924 万 6 千人）を占めており、人口集中地区における一世帯当たりの人員は 2.27 人となっている。尚、制度ができた当初に比べると、財産管理ありきではなく身上監護をより重視する後見人が増えているように思われる<sup>20</sup>。埼玉県飯能市（飯能型市民後見）においては、財産管理は後見事務の目的である身上監護の手段と位置づけられている<sup>21</sup>。

後見人の法的権限と義務とは何か。法的権限がなければ本人を支援できないのか。法的権限以外に本人を支援できる根拠となるものはないのか。そのことを、ひとりの身寄りのない高齢者に寄り添いながら第三者後見人として行ってきた 3 年間の身上監護実務（高齢者住宅への転居、入居契約、居住用不動産処分、医療契約、治療同意など）に関して、主に、後見事務報告（年一度、家庭裁判所に提出している）に基づいて、前述Ⅱにおいて検証を試みた。

菅富美枝教授は、イギリス成年後見制度における本人支援として、次の 3 つのパターンを紹介している。①本人に代わって意思決定する「意思決定代行」、②本人の意思決定を支援する「意思決定支援」、③本人のベスト・インタレストを代弁する「意向代弁」である。その上で、③の「意向代弁」に関して、イギリス意思決定能力法の第三者代弁人（Independent Mental Capacity Advocate (IMCA)）の役割に注目している。IMCA は、医療行為に対する同意・不同意や、医療入院、施設入所に際して、意思決定代行をするのではなく（IMCA には決定権限はない）、家族や友人に代わって本人のベスト・インタレストを代弁するのである。つまり、諸々の社会保障制度（成年後見制度も含む）へとつなげるための法的・社会ネットワークの要となることである<sup>22</sup>。日本においては、IMCA のようなアドボカシー機能を果たすのは民法上の成年後見人等しか存在しないであろう<sup>23</sup>。

上述した選任から現在までの後見実務の各場面において、成年後見人（筆者）の本人に対する説得は法の理念に基づき謙抑的に行い、本人の主観的利益に沿うよう意思決定支援をしてきた<sup>24</sup>。さらに意思決定代行が必要となる場面では、本人を取りまく関係人を主体的にリードしつつ、本人と成年後見人が開かれた関係の中で、寄り添い型後見人を実践してきたと考えている。

<sup>20</sup>前掲注(19)成年後見関係事件の概況—平成 24 年 1 月～12 月—による成年後見関係事件における申立て動機別割合では、身上監護＋介護保険契約＝29.8%となっている。—平成 12 年 4 月から平成 13 年 3 月—の概況では、17.9%に過ぎなかった。

<sup>21</sup>飯能市市民後見制度検討委員会「法人後見における市民後見人の活用と体制づくり（2）飯能市の取り組み」実践成年後見 47 号（2013）57 頁。

<sup>22</sup>菅富美枝「イギリスの成年後見制度—自己決定とその支援を目指す法制度—」新井誠・赤沼康弘・大貫正男編『成年後見法制の展望』（日本評論社，2011）116 頁。

<sup>23</sup>上山泰「身上監護に関する決定権限—成年後見制度の転用問題を中心に—」成年後見法研究第 7 号（2010）44 頁。

<sup>24</sup>新井誠・赤沼康弘・大貫正男編『成年後見制度—法の理論と実務—』（有斐閣，2007）111 頁に「居住すること自体は本人の意思に従わねばならないので、成年後見人の職務は説得行為にとどまることになる」とある。

医療同意ひとつをとって見ても、成年後見人に権限を付与するという発想でもなく、また、成年後見人には権限がないため同意できないというのでもなく、「自己決定の尊重」「本人の残存能力の活用」という法の理念と民法 858 条の本人意思の尊重義務を以って、成年後見人は本人の尊厳ある生活を支えることが可能であると、前述Ⅱの後見事務報告の検証から言えるのではないか。成年後見人に権限が集中し、本人が蚊帳の外に置かれることになっては、法の理念に反することになろう。成年後見人（筆者を含む）は、本人を保護することこそが、その役割であると勘違いをしていないか<sup>25</sup>。自戒を込めてそのことを危惧する。パターンリスティックな干渉は避けなければならない。本稿で取り上げたひとりの身寄りのない高齢者は、今も、医療関係者、高齢者住宅関係者、介護関係者、成年後見人（筆者）に見守られている。ひとりの身寄りのない高齢者に寄り添った 3 年間の身上監護実務<sup>26</sup>の検証から、次のようにも言えよう。成年後見人が身につけるべきは、必要以上の法的権限ではなく、判断能力に問題を抱え孤立した本人や家族と社会をつなげて、彼らの尊厳ある暮らしを支える法的・社会ネットワークの要となるリーダーたるべき力量であろう<sup>27</sup>。そして、成年後見人は、その力量があってはじめて、本人を取りまく介護関係者、高齢者等住宅関係者、医療関係者らに対するチェック機能を果たすことができると実感している。

最後に、家族に見守られている高齢者と現行法について若干触れておきたい。現行法施行後においても、制度を利用することなく高齢者を適切に見守っているという家族は少なくないであろう。しかし、現行法では、遺産分割など一回限りの法律行為のために必要に迫られ否応なく制度を利用したとしても、原則として本人死亡まで成年後見が継続する。つまり、一回限りの法律行為終了後の日常生活においては適切に見守る家族がおり、成年後見人による支援の必要性がないにもかかわらず、制度の利用を止めることはできない。一回限りの法律行為のために成年後見制度を利用しなければならないことに疑問を禁じ得な

---

<sup>25</sup>杉浦ひとみ『当事者の視点で理念に従った成年後見制度の見直しを』成年後見法研究第 11 号（2014）1 頁の「後見類型が大は小を兼ねて本人に手厚い保護を与えているという思い込みもあった」との記述も参照。

<sup>26</sup>身上監護実務は性質上、標準化されていない。一方、財産管理実務は家裁への後見事務報告（例 後見予算表、財産目録等）を通して標準化され、後見監督知識は蓄積されている。標準化なきところには、家裁の身上監護後見監督は効かないだろう。菅教授が紹介するイギリス 2005 年意思決定法 4 条の「チェックリスト (checklist)」は、身上監護実務標準化への手掛かりとなると考える。第 1 項目として「本人の年齢や外見、状態、ふるまいによって、判断を左右されてはならない」。第 2 項目として「当該問題に関係すると合理的に考えられる事情については、全て考慮した上で判断しなければならない」。第 3 項目として、「本人が意思決定能力を回復する可能性を考慮しなければならない」。第 4 項目として、「本人が自ら意思決定に参加し主体的に関与できるような環境を、できる限り整えなければならない」。第 5 項目として、「尊厳死の希望を明確に文書で記した者に対して医療措置を施してはならない。他方、そうした文書がない場合、本人に死をもたらしたいとの動機に動かされて判断してはならない。安楽死や自殺補助は、認められない」。第 6 項目として、「本人の過去および現在の意向、感情、信念や価値観を考慮しなければならない」。第 7 項目として、「本人が相談者として指名した者、家族・友人などの身近な介護者、法定後見人、任意後見人等の見解を考慮に入れて、判断しなければならない」ことが規定されている。前掲注①6)140～141 頁。

<sup>27</sup> 南方・前掲注(4)128 頁。

い<sup>28</sup>。「ドイツにおいては、障害者監護の展開によって一度きりの法律行為のためには禁治産は選択されないが、すでに民法典制定の当時から禁治産を一度きりの法律行為のために利用するのは制度趣旨に反するとの見解があった」<sup>29</sup>。一回限りの法律行為のために後見が開始され、その法律行為終了後の日常生活支援の場面では、ほとんど成年後見人による支援の必要がない場合においても、本人死亡まで成年後見が継続するという現行の成年後見類型の権限等の包括性を考えたとき、ここには明らかな過剰干渉の危険性がみてとれる<sup>30</sup>と言わざるを得ない。成年後見制度は運用次第では旧禁治産と同レベルのパターナリスティックな制度として、本人の自由を過度に抑圧することになりかねない<sup>31</sup>。そのような意味からも、本人のために最善の選択を適切に支援できる家族がいるとき、その家族の申立てによっては、後見終了が可能となるしくみが望ましいのではなかろうか。

以上に関して、示唆的で大変興味深いのが、2013年7月から施行された韓国成年後見制度の一つの類型である特定後見である。特定後見では、本人が家族の助けで日常生活は問題がない場合、遺産分割など一回限りの法律行為のみを職務とする代理人が選任され、その法律行為終了とともに特定後見も終了する。本人の保護必要性に応じて一度に限った利用が可能となるのである<sup>32</sup>。

このように後見終了が可能となることによって、後見事件の長期間継続や累積による裁判所職員の負担も軽減されるであろう。その結果、成年後見による支援を待ち望んでいる多くの人びとのために、家庭裁判所職員や成年後見人等の人的資源を傾注することが可能となるのではないか。

誰よりも本人自身が成年後見制度を利用してよかったと実感できるようになったとき、判断能力が不十分な成年者の自己決定尊重を標榜して成立した成年後見制度は、信頼され定着していくことになるであろう。

---

<sup>28</sup> 佐上義和『成年後見事件の審理』（信山社、2000）258頁を参照。

<sup>29</sup> 佐上・前掲注(28)15頁。

<sup>30</sup> 上山泰＝菅富美枝「成年後見制度のグランドデザイン」実践成年後見 NO34（2010）71頁を参照。

<sup>31</sup> 上山泰＝菅富美枝「成年後見制度の理念的再検討—イギリス・ドイツとの比較を踏まえて—」筑波ロージャーナル 8号（2009）2頁を参照。

<sup>32</sup> 朴仁煥『韓国の新成年後見制度の成立と課題』東洋文化研究 14号（2012）157頁～158頁

昭和 51 年 第〇〇〇号

## 不動産所有権確認等に関する公正証書

当事者の囑託によりその法律行為に関し聴取した陳述の本旨をつぎのとおり録取する。

昭和 51 年 3 月 9 日☆☆☆☆を甲、〇〇〇〇を乙とし、右両名間において、不動産所有権等に関し、次条以下の契約を締結する。

第 1 条 別紙目録記載の物件中、宅地については、登記簿上甲が昭和 49 年 10 月 1 日当事者外〇〇建業株式会社から売買を原因として所有権を取得した旨記載してあり、また建物については甲名義の保存登記がなされているが、右両物件は乙が自己の居宅として使用し所有する目的の下にこれを一括し甲の承諾を得てその名義を借受け形式上同人名義で右〇〇建業株式会社から代金合計 1110 万円也で買受け乙において前記のような登記手続きを経由したものである。したがって売買代金中契約金（頭金）240 万円也は乙が自ら調達支弁し、残金は売主と提携している株式会社◎◎銀行から形式上甲名義で融資を受け、その割賦弁済はすべて乙が甲名義で処理し現在に至ったものである。

甲は以上の経過とくに当初より本各物件に対しなんら実体上の権利がないことを十分知悉しているが、さらに右物件が乙所有に属するものであることを新めて確認する。

第 2 条 乙は本件各物件買受けのため甲名義で融資を受けた株式会社◎◎銀行に対する債務は従前同様乙が直接同銀行に対し甲名義で弁済するはもちろん本件各物件に賦課される公租公課はすべて乙が支弁し甲に対し一切財産上の負担をかけないものとする。

第 3 条 乙が前条の融資を受けた債務を完済したとき甲は乙の請求があり次第速やかに乙に対して本件各物件の所有権移転登記手続きをしなければならない、登記費用、雑費等は全部乙の負担とする。

第 4 条 甲が万一前条の所有権移転登記完了前に本件各物件の全部又は一部を第三者に譲渡し若しくは第三者に権利を設定するなどの行為をなし乙が所有権を失い又は所有権の完全な行使を妨げられた場合は甲は乙に対し右譲渡時における本件各物件の時価相当額のほか甲の行為によって生じた乙の損害を速やかに賠償するものとする。

囑託人の住所職業氏名年齢その他公証人法第 36 条による本旨以外の事項は左のとおりである。

甲 札幌市〇〇区 会社役員 ☆☆ ☆☆ 大正〇年〇月〇日生

乙 札幌市〇〇区 飲食店経営 〇〇 〇〇 昭和 4 年〇月〇日生

右は印鑑証明書の提出により人違いでないことを証明させた。

昭和 51 年〇月〇日北海道札幌市〇〇区〇条〇丁目〇〇 当職役場において、この証書を作成する。 札幌法務局所属 公証人 〇〇〇〇

## &lt;物件目録&gt;

1. 宅地 札幌市 . . . . 持分権 1 万分の 107
1. 鉄筋コンクリート造 1 階建居宅 61. 13 m<sup>2</sup>

## 登記情報

権利部（甲区）（所有権に関する事項）			
順位	登記の目的	受付年月日	権利者その他の事項
1	所有権保存	昭和 49 年 11 月 13 日	所有者 札幌市・・・ ☆☆☆☆
2	所有権移転	平成 22 年○月○日	原因 平成 14 年○月○日相続 共有者 東京都 ★★★★★ 函館市 ◆◆◆◆

権利部（乙区）（所有権以外の権利に関する事項）			
順位	登記の目的	受付年月日	権利者その他の事項
1	抵当権設定	昭和 49 年 11 月 25 日	原因 昭和 49 年 11 月 20 日金銭消費貸借 同日設定 債権額 金 300 万円 債務者 ☆☆☆☆ 抵当権者 □□公庫 (取扱店 ◎◎銀行)
2	抵当権設定	昭和 49 年 11 月 25 日	原因 昭和 49 年 10 月 3 日住宅ローン保証 保険契約に基づく求償権昭和 49 年 11 月 13 日設定 債権額 金 570 万円 債務者 ☆☆☆☆ 抵当権者 ◇◇保険(株)
3	1 番抵当権抹 消	平成 22 年 8 月 30 日	原因 平成 22 年 5 月 21 日弁済
4	2 番抵当権抹 消	平成 22 年 9 月 3 日	原因 平成 1 年 5 月 24 日解除

## 代物弁済契約書

★★★★ (以下「甲」という。)と〇〇〇〇 (以下「乙」という。)とは、代物弁済契約を締結した。

(債務)

第1条 乙は甲に対し、本日現在、平成22年5月11日付の住宅金融支援機構への融資返済残金528,358円及び平成12年度分よりの滞納固定資産税883,000円につき、立替債務金1,411,358円を負担していることを確認する。

(代物弁済)

第2条 乙は、前条の甲に対する立替金債務の支払いにかえて、代物弁済として乙の所有にかかる後記表示の不動産 (以下「本物件」という。)の所有権を甲に譲渡する。

(精算条項)

第3条 甲乙は、本合意書に定めるものの外、本件に関し何らの債権債務のないことを相互に確認する。

以上の本契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ1通を保有する。

平成23年8月12日

(甲) 東京都

★★★★

印

(乙) 札幌市

〇〇〇〇

〇〇〇〇 成年後見人

印

不動産の表示

所 在	札幌市
家屋 番号	札幌市
建物の名称	
種 類	居宅
構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造1階建
床 面 積	61・13 m <sup>2</sup>

以下余白

# Invitation Letter

Topic: "An Aging Society and Law in Korea and Japan"

Date: 10:00am-15:00pm, October 4th, 2014

Venue: Otaru University of Commerce

Midori 3-5-21, Otaru, Japan, 047-8501

Host: Department of Law, Otaru University of Commerce

& Asian Women Law Institute

Greetings,

It is our pleasure to invite you to the joint conference held by Otaru University of Commerce and Asian Women Law Institute on October 4th, 2014 at Otaru. The title of this year's conference is "An Aging Society and Law in Korea and Japan." We would be honored if you could participate in this meaningful event and share your valuable insights and opinions.

Yours sincerely,

Kasushi OGURA (Dean, Department of Law, Otaru University of  
Commerce)

Un Jong PAK (President, Asian Women Law Institute)

Opening-Statement: Katagiri, Yuki (Prof. Department of Law,  
Otaru University of Commerce)

Welcoming Address:

- Prof. Kazushi OGURA (Dean, Department of Law,  
Otaru University of Commerce)

-Prof. Un Jong PAK (President of Asian Women Law Institute, School  
of Law, Seoul National University)

PART I

Chair: Jin Suk YUN (Prof. Soongsil University,  
College of Law)

Date & Time: 10:30-12:00 am

Place: No.216 room

1. Speaker: Masako INOUE (Prof. Department of Law, Kanagawa  
University) Title: "Ethics of Care" ,

Debater: Yeon Mi KIM (Prof. School of Law, Chonnam National University)

2. Speaker: Hye Seon CHOI (Researcher, Kyoto University)

Title: "Aging Society and Human Right"

Debater: Noriko KOKUBUN (Prof. Graduate School of Law, Nagoya University)

3. Speaker: Seong Kyung CHOI (Prof. Dankook University College of Law)

Title: "The Discussions on the Spouse's Inheritance in Aging Society"

Debater: Yuki KATAGIRI (Prof. Department of Law, Otaru University of Commerce)

Jin Suk YUN (Prof. SungSil University, College of Law)

## PART II

Chair: Yuki KATAGIRI (Prof. Department of Law, Otaru University of Commerce)

Date & Time: 1:30-3:00pm

Place: No.216 room

4. Speaker: Michiko MINAKATA (Certified Administrative Procedures Legal Specialist)

Title: " Legal authority and obligation of adult guardians

-Through the physical custody practice for an elderly without kin -"

Debater: Y.S. HONG (Dr. Lecturer at EwhaWomans University)

5. Speaker: Soo Hyun AHN (Prof. School of Law, Hankuk Universtiy of Foreign Studies)

Title: "Some Legal Issues Surrounding Elder People' s Investment in the Aging Society".

Debater: Soong Joe SEONG (Reseacher, Korea Legislation Research Institute)

Seiji HAYASHI (Pro. Department of Law,  
Otaru University of Commerce)

6. Speaker: Ji Eun LEE (PCALife Korea, General Counsel)

Title: "The Financial Access of Elderly persons and regulatory developments in Korea"

Debater: Keiji KAWAMORI (Prof. Department of Law,  
Otaru University of Commerce)

PART III

SPECIAL WORKSHOP

Speaker: Emeritus Prof. Jong Go CHOI  
(School of Law, Seoul National University)

Title: "Legal Experiences and Legal Thought of Chun Won in Korea and Japan"